

商 法 (配点 40 点)

以下の事実関係を前提として後の各設問に簡潔に解答しなさい。

1. 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、運送会社で、取締役会設置・監査役設置会社である。甲社の定款には「当社の株式を譲渡する場合には取締役会の承認を要する」との規定がある。甲社の役員構成は、代表取締役はA、取締役はBとC、監査役はDである。その株主構成は、Aが500株、Bが300株、Cが100株、Dが300株を保有し、発行済株式総数は以上の合計の1,200株である。
2. 平成29年3月頃から、Aはコンビニ関係の運送を受託する事業に特化したいと考え、B・Cは個人の引越し運送を主力とする事業を標榜し、両者の経営方針を巡る対立が生じ、AとB・Cとの対立が先鋭化した。DはAの経営方針を支持していた。
3. Aは、甲社の取締役の任期が10年であり、今年度が取締役の任期満了に当たっていることから、Aとしては、A・B・Cの再選議案を株主総会に提案せざるを得ない状況であった。総会後の取締役会においてはB・CはBを代表取締役に選定する方向にあったため、Aはこれを阻止したいと思い、その方策を考案した。それはAを株主総会で代表取締役に選定する議案を提出し可決することであった。そこで、Aはこれを実行に移すため、適法に総会招集通知を発して総会を開催し、AとDの賛成で平成29年6月27日の株主総会においてAは代表取締役に選定された。甲社の定款には、代表取締役を株主総会においても選定できる旨の定款規定は本総会前までは存在しなかった。
4. その後、平成29年9月1日、Aは、BとCの影響力を喪失させるため、Eに対し特に有利な金額で500株の第三者割当増資を実施した。その実施に当たり、Aは、取締役会の決議を経ずに、適法に総会招集通知を発して総会を開催した。その席上、Bは猛反発し議長不信任の動議を提出したがAはこれを無視し動議の採否もしなかった、また、Bが第三者割当増資の理由について質問したところ、Aはまともな説明をせず採決に入り、AとDの賛成で同議案は可決された。その後Aは新株発行の変更登記を行った。Eは甲社における取締役会や株主総会の決議の経緯や状況については全く知らなかった。

【設問1】

- (1) 事実3のAが考案した方法を実行するために、甲社としてどのような手続を履践する必要があるか。(配点10点)
- (2) 本総会においてAを代表取締役に選定する決議は有効か、検討しなさい。(配点10点)

【設問2】（配点20点）

事実4の変更登記のことを知ったBは、平成29年10月15日、第三者割当増資の新株発行無効訴訟を提起したいと思っている。どのような無効事由を主張するのか、また、その訴訟は認容されるべきか、検討しなさい。